

東北地方食品ロス削減・食品アクセス確保連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、「東北地方食品ロス削減・食品アクセス確保連絡会」(以下、「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 東北地方における食に関する幅広い関係者の連携を推進することにより、食品産業(食品製造業、外食産業、食品関連流通業)で発生する食品ロスの削減及びフードバンク活動等の推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 食品ロス削減の取組やフードバンク活動に関する会員間の情報共有及び相互啓発、連携強化に関する活動
- (2) 東北地方における食品ロス削減の取組やフードバンク活動に関する普及・啓発活動
- (3) その他連絡会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 連絡会の会員は、食品関連事業者、物流事業者及びその団体、農林水産物生産者及びその団体、フードバンク活動団体及び子ども食堂等国内向けの食に係る支援に関係する法人、社会福祉協議会、社会福祉法人、非営利団体、消費者団体、国の行政機関、地方自治体等で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 連絡会の目的に賛同し、連絡会の活動に協力しようとする者であること
- (2) ウェブサイト等において、組織の名称、業種等を会員として公表されることを了承する者であること
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(入会)

第5条 連絡会への加入を希望する者は、事務局の指定する方法で入会申請し、事務局による審査を経て承認されることで、会員となる。

(変更の届出)

第6条 会員は、事務局に提出した登録情報に変更があったときは、速やかにその変更内容を届け出るものとする。

(退会・除名)

第7条 連絡会からの退会を希望する者は、退会の意思を書面により事務局に届け出ること、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は当該会員を除名することができる。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき
- (3) 第4条に定める要件を満たさなくなると認められるとき
- (4) 本規約の規定に違反した又は連絡会の信用を著しく害したと認められるとき
- (5) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明し

たとき

(6) その他連絡会の運営にあたり重大な支障が生じると認められるとき

(禁止事項)

第8条 会員は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 会員間で共有された情報を、第三者に開示、公表又は漏洩すること(あらかじめ合意された場合を除く。)
- (2) 会員としての立場を利用して、特定の政治、思想、宗教等の活動を行うこと
- (3) 連絡会に言及することにより、連絡会又は公的機関が、会員の取組等を公認、保証等しているかのように誤解を与えること

(責任範囲)

第9条 事務局は、本規約に定める以外に何らの責任を負わないものとする。会員間での取引又は契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、事務局は何らの保証又は責任を負わないものとする。

(会費)

第10条 連絡会に係る入会費及び年会費は無料とする。

(事務局)

第11条 連絡会の事務局は、農林水産省東北農政局経営・事業支援部食品企業課及び消費・安全部消費生活課に置く。食品企業課は、食品ロス削減に関する業務を担当し、消費生活課はフードバンク活動等に関する業務を担当する。

(分科会等)

第12条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

2 分科会等には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(情報の取扱)

第13条 事務局又は会員が入手した会員の個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づき適切に管理を行う。

2 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、適切な情報管理を行うこととする。

(その他)

第14条 本規約に定めがあるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、令和6年5月17日から施行する。

この規約の変更は、令和7年6月10日から施行する。